

全米熱帯まぐろ類委員会（IATTC） Inter-American Tropical Tuna Commission

昭和 25 年（1950 年）3 月 3 日 発効
昭和 45 年（1970 年）7 月 1 日 我が国効力発効
平成 22 年（2010 年）8 月 27 日 強化条約発効

1 目的

条約適用水域におけるかつお・まぐろ類等資源の長期的な保存及び持続的な利用の確保

2 締約国等

（1）締約国等

日本、韓国、米国、カナダ、EU、中国、フランス、コスタリカ、パナマ、エルサルバドル、グアテマラ、エクアドル、メキシコ、ニカラグア、バヌアツ、ベネズエラ、ベリーズ、台湾、ペルー、コロンビア、キリバス

（2）協力的非締約国

ボリビア、ホンジュラス、インドネシア、リベリア、チリ

3 対象水域

東部太平洋水域（5 参照）

4 主な資源管理措置

（1）メバチ・キハダ資源管理措置

○まき網漁業：

- ・ 72 日間の全面禁漁（7 月 29 日～10 月 8 日又は 11 月 9 日～1 月 19 日の期間）
- ・ 沖合特定区で 1 か月間禁漁（10 月 9 日～11 月 8 日の期間）
- ・ 集魚装置（FADs）の使用数を大型まき網漁船で 450 個に制限

○はえ縄漁業：

- ・ メバチの漁獲枠の設定（我が国漁獲枠 32,372 トン/年）

（2）太平洋クロマグロ資源管理措置

- ・ 親魚資源量を令和 6 年（2024 年）までに、少なくとも 60%の確率で歴史的中間値まで回復させることを、暫定回復目標とする。
- ・ 商業漁業については、令和 3 年（2021 年）の年間漁獲上限を 3,952 トンとする。
- ・ 30 キロ未満の小型魚の漁獲比率を 50%まで削減するよう努力

（3）北太平洋ビンナガ

- ・ 漁獲努力量を増加させないよう制限

（4）漁船管理

- ・ ポジティブリスト制度、船舶監視システム（VMS）等

5 水域図

